

議案第三十一号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として任命権者が認める者（以下「配偶者等」を「パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第二項中「、配偶者等」を「、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に、「職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係

と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として任命権者が認める者の「を「パートナーシップ関係の相手方」に、「職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として任命権者が認める者（以下「配偶者等」を「パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係という。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」に改める。」

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （説明）

港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部改正等にあわせ、規定を整備するため、本案を提出いたします。